

令和2年(2020年)4月28日

保護者様

放課後児童クラブの運営実施について

姫路市 こども総務課長

放課後児童クラブについてお知らせいたします。

(1) 午前中からの開所の継続について

学校園の臨時休業が5月31日(日)まで延長されたことに伴い、放課後児童クラブは5月30日(土)まで、平日は午前8時30分から、土曜日は午前8時から開所します。

(2) 特別保育の期間の延長について

特別保育(※)の期間は5月6日(水)までとお知らせしていましたが、5月9日(土)まで延長します。5月7日(木)から9日(土)までの間の特別保育利用を希望される方は、5月2日(土)までに申出書をクラブにご提出ください。また、5月11日(月)以降の特別保育の実施につきましては、改めてお知らせします。保護者の皆様には、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 休所届の提出について

学校園の臨時休業の延長を受け、5月の放課後児童クラブを休所される場合は、5月8日(金)までに休所届の提出をお願いします。

※特別保育は、原則として社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方などに限り、クラブを使用していただけるものです。

詳しくは市ホームページ、又はこども総務課(221-2789)まで